

7-3)保護者から施設職員への電話相談

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	27	55	21	0	7	138	0	26	29	11	8
	100.0	8.4	17.1	6.5	0.0	2.2	42.9	0.0	8.1	9.0	3.4	2.5
乳児院	80	8	2	9	0	7	11	0	8	28	3	4
	100.0	10.0	2.5	11.3	0.0	8.8	13.8	0.0	10.0	35.0	3.8	5.0
児童養護施設	242	19	53	12	0	0	127	0	18	1	8	4
	100.0	7.9	21.9	5.0	0.0	0.0	52.5	0.0	7.4	0.4	3.3	1.7

7-4)保護者と施設職員との手紙のやりとり

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	10	17	14	0	2	229	0	9	15	6	20
	100.0	3.1	5.3	4.3	0.0	0.6	71.1	0.0	2.8	4.7	1.9	6.2
乳児院	80	3	3	5	0	2	34	0	6	15	2	10
	100.0	3.8	3.8	6.3	0.0	2.5	42.5	0.0	7.5	18.8	2.5	12.5
児童養護施設	242	7	14	9	0	0	195	0	3	0	4	10
	100.0	2.9	5.8	3.7	0.0	0.0	80.6	0.0	1.2	0.0	1.7	4.1

7-5)施設職員による家庭訪問

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	24	60	11	0	2	115	1	26	28	12	43
	100.0	7.5	18.6	3.4	0.0	0.6	35.7	0.3	8.1	8.7	3.7	13.4
乳児院	80	6	1	4	0	2	5	0	3	27	4	28
	100.0	7.5	1.3	5.0	0.0	2.5	6.3	0.0	3.8	33.8	5.0	35.0
児童養護施設	242	18	59	7	0	0	110	1	23	1	8	15
	100.0	7.4	24.4	2.9	0.0	0.0	45.5	0.4	9.5	0.4	3.3	6.2

7-6)保護者に施設行事への参加を促す

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	15	18	25	0	2	211	0	7	15	9	20
	100.0	4.7	5.6	7.8	0.0	0.6	65.5	0.0	2.2	4.7	2.8	6.2
乳児院	80	6	2	12	0	2	25	0	5	15	4	9
	100.0	7.5	2.5	15.0	0.0	2.5	31.3	0.0	6.3	18.8	5.0	11.3
児童養護施設	242	9	16	13	0	0	186	0	2	0	5	11
	100.0	3.7	6.6	5.4	0.0	0.0	76.9	0.0	0.8	0.0	2.1	4.5

7-7)施設だよりの送付

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	13	26	22	0	1	125	0	5	14	38	78
	100.0	4.0	8.1	6.8	0.0	0.3	38.8	0.0	1.6	4.3	11.8	24.2
乳児院	80	0	1	8	0	1	17	0	2	14	10	27
	100.0	0.0	1.3	10.0	0.0	1.3	21.3	0.0	2.5	17.5	12.5	33.8
児童養護施設	242	13	25	14	0	0	108	0	3	0	28	51
	100.0	5.4	10.3	5.8	0.0	0.0	44.6	0.0	1.2	0.0	11.6	21.1

7-8)子どもの写真の送付

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	5	12	16	0	1	236	0	6	16	12	18
	100.0	1.6	3.7	5.0	0.0	0.3	73.3	0.0	1.9	5.0	3.7	5.6
乳児院	80	1	1	7	0	1	40	0	4	16	4	6
	100.0	1.3	1.3	8.8	0.0	1.3	50.0	0.0	5.0	20.0	5.0	7.5
児童養護施設	242	4	11	9	0	0	196	0	2	0	8	12
	100.0	1.7	4.5	3.7	0.0	0.0	81.0	0.0	0.8	0.0	3.3	5.0

7-9)施設職員による保護者のカウンセリング

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	61	50	13	1	5	25	35	26	22	12	72
	100.0	18.9	15.5	4.0	0.3	1.6	7.8	10.9	8.1	6.8	3.7	22.4
乳児院	80	16	0	5	0	4	0	7	3	21	2	22
	100.0	20.0	0.0	6.3	0.0	5.0	0.0	8.8	3.8	26.3	2.5	27.5
児童養護施設	242	45	50	8	1	1	25	28	23	1	10	50
	100.0	18.6	20.7	3.3	0.4	0.4	10.3	11.6	9.5	0.4	4.1	20.7

7-10)保健所や福祉事務所等の関係機関への同行

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	30	62	13	0	6	102	3	27	21	13	45
	100.0	9.3	19.3	4.0	0.0	1.9	31.7	0.9	8.4	6.5	4.0	14.0
乳児院	80	8	2	6	0	3	12	1	4	19	5	20
	100.0	10.0	2.5	7.5	0.0	3.8	15.0	1.3	5.0	23.8	6.3	25.0
児童養護施設	242	22	60	7	0	3	90	2	23	2	8	25
	100.0	9.1	24.8	2.9	0.0	1.2	37.2	0.8	9.5	0.8	3.3	10.3

7-11)その他

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	3	4	0	0	1	1	0	2	2	0	309
	100.0	0.9	1.2	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.6	0.6	0.0	96.0
乳児院	80	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	77
	100.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	96.3
児童養護施設	242	2	4	0	0	1	1	0	2	0	0	232
	100.0	0.8	1.7	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.8	0.0	0.0	95.9

表8 入所児童の保護者への援助を行う際の児童相談所との連携状況

	総数	施設と児童相談所との協力関係ができていない			施設と児童相談所との協力関係ができていない		その他	N. A.
		協議の上共同して保護者へ援助	児童相談所が主導権	施設が主導権	施設で独自に援助	児童相談所に任せている		
全体	322	132	140	30	3	2	6	9
	100.0	41.0	43.5	9.3	0.9	0.6	1.9	2.8
乳児院	80	27	46	4	0	1	0	2
	100.0	33.8	57.5	5.0	0.0	1.3	0.0	2.5
児童養護施設	242	105	94	26	3	1	6	7
	100.0	43.4	38.8	10.7	1.2	0.4	2.5	2.9

表9-1 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <援助の方法>

乳 児 院	<p>どんな虐待でその程度はなど、又家族を取り巻くさまざまな環境の明確な把握、そして問題点を正しく認識し、そのケースに合った無理のない援助ができればと思っています。それにはやはり他機関との連携が最も重要なことだと思います。相談員としての質の向上に努力し、児童相談所等から依頼していただけるよう、研修にも多く参加したいと思っています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との信頼関係をどう培えるか。</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>
	<p>家庭引き取りについて、家庭訪問実施と、他機関との調整した継続支援。</p>
	<p>保護者と子どもへの正確なアセスメントが出来ること。 医療機関との連携。</p>
	<p>被虐待放任の保護者へ連絡がつかない場合、又は呼びかけても面会、応答なしの保護者へどうかかわって行けば良いのか課題です。児童相談所も保護者へ働きかけているのですが進展しません。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待（疑）のケースは、他の理由をつけてとりあえず入所とさせる場合が多く、入所を継続させることにエネルギーを費やし苦勞する。</li> <li>・カウンセリングを実施する場合、児童相談所が無料で依頼出来るカウンセラー（Dr.）が複数あると良い（特に母親のカウンセリングを行う場合、女性のカウンセラーとか）。</li> <li>・衝動的に虐待に至る可能性のあるケースは、通常はとても状態が良く、外泊の時期の見きわめが難しい。（チェックリストで評価しても）</li> <li>・親の状況に合わせてケース処置がすすめられていくわけであるが、子どもにもタイミングがあると思うので面会や外泊の体験の積み重ねが子どもにとって負担にならないようなやり方、時期、タイムリミット（例えば～才までに十分なかかわりが出来なければ、里親委託に切り替えるとか）等。</li> </ul>
	<p>虐待による入所のケースによるが直接虐待に関わった人の面会はほとんど無い状況です。児童相談所との連携をとりながら今後どのように面会を促し、子どもとの関わりを深めていってもらうかが課題です。</p>
	<p>主たる入所理由は虐待でないが、虐待に関係しているケースの保護者への対応の仕方について。特に乳児の場合ネグレクトとも言えるケースも多々あり、子どもの複雑な背景にもしっかりと気付いていかないといけない。</p>
	<p>保護者（特に問題あるケース）の面会対応について、特に土・日での面会が集中され易く、その場合親子の関わり、面会状況を重視して観察したいが、現状では面会室が少なく対応が難しい。希望として、保護者には監視されていると云う状況を感じさせず、職員側は監視し易い様な面会の対応に工夫したい。</p>
	<p>保護者と協働して、児童が家庭に復帰できるようにするための枠作りについて（面接から援助まで）これからつくっていくところです。</p>
	<p>施設職員全員が福祉の視点にたって、虐待への理解を深め、専門性を高めていく。</p>
	<p>乳幼児期の虐待は生命の危険や人格形成に及ぼす影響は極めて大きく、その対応はこの時期重要です。適切な養育により心身の傷の回復の可能性が高く、親子関係の改善も高い。したがって乳児院の果たすべき役割は重要で、虐待対応が非常に重要な課題。その中でも協力関係をもつことが困難な保護者への援助が大きな課題となっていく。</p>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員は子育ての中心となる両親や家族に常に声をかけ、積極的なコミュニケーションを保ち信頼関係を深くする。（時間をかけるうちに、入所していることへの不安、心情、退院できるのかといった不安、子どもへの愛情など話されるようになった。）</li> <li>2. 虐待の原因説明は難しい。子どもへの愛情が深まることで、もし真に虐待があった場合、その苦悩が話し出されるよう援助する。</li> <li>3. 保護するばかりでは、また虐待の原因追及ばかりでは、子どもと親や家族関係の修復にはつなげられないのではないかと。1日も早く家族と一緒に生活ができるようサポートすることも重要であると考えている。</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにとって最善の利益が確保されるよう基本的な考え方や技術の向上など深い見識と能力が要求される。</li> <li>・育児能力が低い保護者や暴力や言動の荒い保護者等の対応について苦慮する。</li> </ul>	
<p>子どもの存在を認めさせ、そして愛させるための方法がまだまだ未熟です。</p>	

表9-1 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <援助の方法>

児童養護施設	保護者へのカウンセリング指導といった部分を現場職員はもっと積極的に介入していきたい。しかし、現状ではそこまで至っておらず難しい。児童相談所・心理士・医療機関と連携をとり、家族再統合が可能となるように援助していきたい。
	保護者の課題、特に内面へのアプローチとしてカウンセリングやMGLなどがあるが、思ったほど効果がみられない。再統合を進めるにあたってリスクを背負って進めなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との信頼関係をどう生み出すか。</li> <li>・個別対応職員の活用。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の方へのサポートとして、具体的に子育てを援助、仕方などをしてくれる存在の必要性。</li> <li>・保護者のために話をきいたり、相談に乗ってくれる役割の担当者の配置。</li> </ul>
	園で家族再統合を目標とし保護者と児童との関係づけをするが、面会外出などで親の現状が子どもの悪影響を与える場合、子どもの立場を重視するのか親との面会外出を重んじるのかで状況が変わってきます。その時に、児童相談所が的確な判断が必要になってくると思われまます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患・境界性人格障害の具体的対応。</li> <li>・アドミッションの時点でのチェックが重要であり、児童相談所と施設の役割分担を明確化し、具体的にインケアにおいて時期を決めての展開をする書式も必要と考えられる。</li> </ul>
	性的虐待のある保護者への対応のあり方。 精神的な障害のある保護者に対するサポートネットワークの構築。
	保護者に対して虐待をしているという認識を誰が知らせるか。
	どちらかと言えば親の子に対する気持ち（親としての）のつなぎ止めが課題。
	施設側の対応に乗らない保護者は大変難しいと思います。又、どんな保護者であっても子どもにとっては世界で一人だけの親のため、親を否定するわけにはいかない。
	保護者への援助について、受容と共感的理解を基本とし子どもの処遇などを協働して行う姿勢を示し、ねばり強く家族の課題に施設も一緒になって取り組んでいくこと。
	保護者への対応については、まだまだ積極的に出来ていないのが現状である。ただいえることは、まず、話をじっくり聞いてやる姿勢から始めなければ本音が聞けないと思う。
	定期的に手紙・電話などを通して子どもの状況を伝えたり、家庭環境の変化を把握する。
	援助を担当する職員の援助技術の向上のため何らかの取り組みが必要になっています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親が地域で孤立している。地域で親を理解し援助する場があると思う。</li> <li>・施設職員は親をそのまま受け入れるだけではだめですか？指導はほかの機関がすべきだと思います。施設は親と子の絆を少しずつ結びつけていく場だと思います。</li> </ul>
	家族関係の調整や家庭機能の修復に加え、親に対する治療的支援を含めた支援プログラムが必要と思われる。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の確認のない親及び強制引き取りをする親に対する援助の方法が確立されていない。特に、境界性人格障害等、精神的問題を有するケースへの対応の方法。</li> <li>・愛着の再形成の問題、施設職員に愛着形成が行われた場合、その後、実親に対する愛着の移行をどのように行うのか。これに失敗すると形式的には家庭引き取りが実現しても、実質的には二次的虐待となりがねない。（引き取りより、子どもが対象喪失を経験する）</li> </ul>
	例えば、母親の虐待で子どもが入所しているとして、母親への対応はもちろん大切であるが、父親への協力依頼、夫婦調整をどのようにすればよいか。
精神疾患をもつ保護者への援助。	
虐待とわかっていながら相談機関の援助を受けようとはしない保護者への対応。	
被虐待児と保護者との親子関係再構築には援助者も含め、三者の忍耐力、根気強さ、時間が必要であること。両者の意識が一致し、お互いに求めたり受け入れたりしようとする気持ちが高まってくるよう、少しずつ段階を経て進めていくことになる。時間とゆったりと対応していける人材の確保が重要課題である。	
ガイドラインにもありましたが、虐待の告知・確認や改善援助プログラムの具体策などが明確になると施設としてもトラブルをおそれず対応しやすくなる。	
具体的な自立支援目標がたっておらず、その都度の対応になってしまっている。定期的な支援の見直しが必要である。	
保護者が施設入所を機会に養育に関心がなくなり、面接などの申し出がなくなってしまうケースが多々ある。子どもとの関係作りをどうしていくか、保護者の気持ちをつなぎとめるためには養育の協力姿勢を作り上げていきたい。	

表9-1 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <援助の方法>	
児童養護施設	子どもの対応と親の対応は人を変えた方がよい。 精神疾患をもった親への対応をもっと研究する必要がある。
	被虐待児に対する個別援助計画の中で、より具体的な援助方法の策定と共に、より実際的な活動が行える体制づくりの必要性を感じる。また、ほかの関係機関の活用を行うための的確な判断をしていくためにも施設内外の研修にて、援助技術の向上が至急の課題である。
	保護者への治療、カウンセリングを行えるようにしていく。
	「理解と支援」によるアセスメントの充実。アセスメントの治療的側面を重視。
	ネグレクトケースへの対応について（個々のケースの違いをどこまで把握出来るかが重要と思うが、現実には手にできる情報が少ない。）
	加虐者としての保護者への援助は法的にも施設（と職員）に権限もなく、施設側に余裕もないのが現状である。・・・せめて可愛く、又、成長した子の姿を見てもらって親心を動かすのみ。家族復帰を焦って促し「ストックホルム症候群」という加虐者への同調や逆親和性を募らせないようにするのも対応者の心得として必要であろう。限界を知るべきである。 ・保護者への連携機関が列举されているが、人を動かせる・覚醒させるのはやはり有機的な絆を有している祖父母の力は大きい。役割だけの無機的な機関の人間が簡単に保護者援助が出来るとは思えない。親族資源の中からキーパーソンを探してゆく方が効率的であるし有効でもある。机上論のように現実には動かない。
	子どもと保護者の気持ちにギャップがありそのパイプ役になれるようどちらにも援助していかなければならないが、保護者は子ども以上に考えが偏っていたり、人との関係が結ばなかったりするので、信頼関係をつくり、職員の話に耳を傾けてくれるようにするのが第一の課題と考える。
	虐待をしていると感じていない親に対しての家庭訪問やカウンセリングなどに対しての方法や考え方を考えると難しく感じる。
家庭復帰、施設退所後のフォローアップについて、介入するのが大変難しい現状となる場合がある。サポートネットワークの体制作りとともに退所時の条件履行の義務づけ等の確認が重要である。	
表9-2 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <児童相談所との連携>	
乳児院	家庭への介入、援助、支援がイメージとしてなかなか浮かばない中で、児童相談所とファミリーケースワーカー等が連携を取りながら行なっていくことが、やりきれぬ心配。
	・保護者（家族）との関係調整は時を要し（入所期間が長くなる）、乳児院の2年間では無理である。しかし措置変更は保護者等にとっては拒否的な気持ちが強い。 ・児童相談所職員が手薄で、乳児院の入所児やその家庭の状況を調整把握することが後回しとなっている傾向があり、乳児院を退所する際の方向にズレが出て来る。
	児童相談所を中心に保護者に対するサポート体制の充実と、子どもに対する心のケア、及び養護の継続性（担当職員も含む）、窓口の一本化（保護者に対する心のケアも含めて）。
	・緊急入所が多いため入所前の情報収集が難しい。 ・入所後の情報が少ない。 ・児童相談所と協議する機会が少ない。
	当院は、現在児童相談所が主導権をもち、保護者への援助を行なっているが、今後は施設と児童相談所との連携により援助を行なっていきたい。
	K県では普段より入所の際に児童相談所が立ち会わないことが少なくない。子どもや保護者のデータである児童票も後から発送されてくることが多い。時には、子どもの身長・体重・名前・性別程度しか伝えられずに入所してくることもある。虐待ケースに限らず、どのケースでも適切なアセスメントをするためには、なるべく多くの情報が必要なのは言うまでもなく、そのあたりを全乳協や全養協合わせて児童相談所に訴えていきたい。
施設と児童相談所との情報の共有が密であることが大切だと思う。	

表9-2 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <児童相談所との連携>

児童養護施設	<p>実態、及び今後の予測から保護者との関係はますます複雑、困難なものとなるケースは増加となるだろう。児童相談所、他機関との連携の強化と施設のより効果的な取り組み、専門職の配置は必要と思われる。</p>
	<p>児童相談所や福祉司によって考え方や対応の仕方に差異がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童の養護の困難性が高くなり、すべて施設で抱え込むことは出来ません。他機関との関連が重要と考えますが、特に親対応していく時、児童相談所が粹付けをしてくださらないと関係を築いていくことが難しくなります。</li> <li>・専門的なこと、治療的アプローチを児童相談所がもっと主体的に行ってほしいと願います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所を中心に施設・関係機関の連携を深め、援助することが重要である。</li> <li>・各関係機関の単独での援助はマイナスはあっても効果はあがらない。</li> </ul>
	<p>保護者の認識を十分に促し、具体的な援助方法を児童相談所と協議し、他機関（ex. 司法、警察）との連携のあり方を深める。又、保護者への対応プログラム（更生プログラムetc）を法的に整備し、関係機関への役割を明確にして対応する必要がある。</p>
	<p>児童相談所及び民生委員等の関係機関との連携と、施設における対応職員の確保が必要だと思ふ。</p>
	<p>短期に引き取りをするケースが続き心配である。退所後のアフターケアを児童相談所をお願いをするが、担当が代わると引継ぎがうまくいっておらず、他の施設にその児童が入所していることがある。児童相談所との協力関係が本当に大切だと思います。</p>
	<p>児童相談所との連携プレーは欠かせず。</p>
	<p>家族の再統合を含めて児童相談所がコーディネーターとして中心的な役割を果たす必要がある。</p>
	<p>当園は0県の離島にあり、入所児童の90%以上が島外からの児童である。そのため、保護者への支援、関わり等が少なく児童相談所を通しての。</p>
	<p>現在施設と児童相談所と共同して、保護者の援助を行っていますが、児童相談所のワーカ個人との関係がうまくいけなくなり、児童相談所に対して拒否感を持ち援助が停止してしまったケースがあり、困りました。共同して保護者への援助する際の連携が課題です。</p>
	<p>まず、ほとんどのケースにつき、児童相談所は親に虐待の事実を認めさせておらず、親は「子どもが悪い、その矯正のため」の入所と思っている。このため、施設側の対応が極めて困難なのが現状。</p>
	<p>児童相談所を嫌っている保護者が多く、施設と児童相談所が話し合いを持つことすら嫌がられる。施設は常に児童相談所と連携をとっているため、何をしても壁となりうる。</p>
	<p>H県の場合には地域が広域であり、とりわけ遠隔地児童相談所の措置児童に重度の虐待ケースが多い。管内児童相談所である、A児童相談所の措置児童の家庭訪問は随時行っているが、それにしても往復200km以上となる。K児童相談所、H児童相談所、O児童相談所の場合には、その多くが重度の虐待ケースであるが、家庭との連絡調整が困難です。よって、児童相談所のケースワーカーに委ねることが多い。</p>
	<p>特に児童相談所との連携の中で、施設との役割を明確化して共同していく必要と、職員の資質向上。</p>
<p>施設と児童相談所の連携が必要である。現状ではなかなかうまく連携がとれていない。施設だけ、児童相談所だけでは保護者への援助は出来ない。情報を共有することが必要と感じる。</p>	
<p>当施設においては基本的には児童相談所が主体的になって保護者と関わっているが、今後は施設側もより一層児童相談所と共同で保護者への援助を行っていかねばならないのでは、と感じている。</p>	
<p>28条を適用してでも施設入所が必要と感じるケースの場合、児童相談所との連携の取り方（意思統一が得られない場合）と司法部門のスピーディーな動きと判決までの時間短縮が課題。子どもに全く無関心な保護者等への対応でキーパーソンとなる人を探す機会を作っていくこと。</p>	
<p>被虐待児でネグレクトや放棄の場合、保護者は施設に寄りつかないし、連絡をとっても無視されることが多い。施設に措置されれば、もう親としての役割はないように思っている保護者に対して、施設側としてはかわりをもっていきにくい。やはり、措置に至った経過を重視し、それには児童相談所がもっと働きかけをしてもらわないと困る。ケースワーカーによっては、保護者と同様、施設に措置すればそれで解決したように思っている人がいるのは問題である。</p>	
<p>細やかなケアを行うには、子どもの状況をよく知る施設が有利。児童相談所との役割分担を見直す時期にあるのでは。</p>	
<p>児童相談所は保護者の援助カリキュラムをたて、保護者が確実にクリアして再統合出来るように支援して欲しい。</p>	
<p>児童福祉施設は24時間対応をしているが、児童相談所など他の機関への連絡が難しい。</p>	

表9-2 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <児童相談所との連携>

児童養護施設	<p>児童相談所等との関係をもう少ししっかり保つこと。お互いの考えが食い違うとその親だけではなく子どもにも影響が出てきてやっこしくなってしまう。施設職員を多くするには限界がある。他に専門的な機関があればと思う。</p>
	<p>児童を施設に入所させるにあたって、親の了解を得るために児童相談所の担当福祉司は面接、外泊の取り決めや許可を与えるが、施設生活の現状にぞぐわれない点があつてとまどうことがある。また、年度末の人事異動で福祉司同士の細部にわたる引き継ぎがきちんとなされていないことが多くトラブルになりやすい。</p>
	<p>措置が強制的（保護者の印象として）な場合、児童相談所と保護者間での関係は確立しておらず、その関係を引きずって施設は保護者と向き合っていくことになる。「虐待」の自覚に疎い保護者ときっかけとなる手段のない施設が改めて関係づけることは不可能に近く、歩みも前進できない。従来、ケースは措置とともに児童相談所による業務がおおいた終結する。虐待ケースにおいても子どもの措置は速やかにすべきだが、ガイドライン案に示すように保護者の捉え方は全く異質とせねばならない。よって、児童相談所及び関係機関との密度の濃い連携を取り、保護者の窓口は道筋がきちんとして来るまでの間は児童相談所に置くことを不可欠としたい。</p>
	<p>入所児童（被虐待）の親に対する具体的な援助方針は児童が入所する時点で本来児童相談所においてある程度決定されているべきであるが、具体的な援助方針が出されていることは少ない。施設と協議しながら援助方針を出すようになるが、それもあまり具体的なものは出にくい。現実的には施設側も親への援助的かかわりはなかなか出来ておらず、児童相談所も積極的には出来ていない。今後ファミリーケースワーカーの導入が期待されるが、児童相談所とともにその援助の仕方を探る必要がある。</p>
	<p>保護者への援助は児童相談所へほとんど任せており、施設からの援助は出来ていないのが現状である。</p>
	<p>施設職員が中心になっていって行くのであればカウンセリングの技法やら専門的な研修が必要になると考える。家庭訪問の実施に関しては、入所前より関わっている方が継続的に関わっていく方が望ましいと思います。また、その方が施設との橋渡しとなるのがよいのではないのでしょうか。（たぶん児童相談所職員）</p>

表9-3 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <他機関との連携>

乳児院	<p>現在主体的には児童相談所を中心として、各機関との連携・指導を行っている。児童相談所もケースが多く、充分機能しているとは思えないので、ケースによっては乳児院が主体的に関わっていく必要もある。それには今後、乳児院の機能やスタッフの充実をはかっていくことが必要と思う。</p>
	<p>精神的な課題を抱えた保護者がふえてきている。乳児院だけでは対応できないので専門家（精神科）に治療を受け、母子関係・家族関係についてはセラピストに整理してもらい、当院では基本的な育児の実習・面会をしてもらう。関係機関と定期的に意見交換をかわし、ケースに慎重に対応していている。 保護者への援助を展開する際、関係機関との連携は不可欠である。そして、ケースに慎重に対応していくことはどういう意味なのか、慎重さの中身をお互いにいねいに検討していき、それぞれきちっととらえながら対応していく事を忘れないように努めたい。</p>
	<p>心理職員の採用。生活に余裕のない保護者が多いことから社会資源の活用が必要だが、児童相談所とそういう部署との連携。</p>
	<p>保護者・家族の孤立感が虐待に発展するケースが多いように思います。虐待の予防・フォローの両面から、保護者・家族がいかに社会資源（親族）を受け入れ、活用していくかが重要だと思います。そのためには地域（他機関）との連携を施設等が深めていく必要があると思います。</p>
	<p>関係機関の情報の共有と役割分担。</p>
	<p>被虐待児の保護者への援助では、子との関わりを重視しながら方向性を決定しなくてはならないが、情報が多く必要であり、他機関とのカンファレンスは大切である。地域でのカンファに参加し情報を持つようにしたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の課題を明確にし、見通しを持った援助が行なえるよう関係機関の連携をより充実させる必要がある。</li> <li>・保護者への心理的、精神的なケア体制の充実が必要である。</li> </ul>
	<p>児童相談所の福祉司さんが他機関との連絡調整を行っているのですが、保護者への援助を行う時にネットワーク会議などになかなか出席することがない（できない）ことが課題です。</p>

表9-3 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <他機関との連携>

児童養護施設	<p>児童相談所との連携はすいぶん良好です。今後は家庭引き取り可能なケースへの積極的援助（家庭訪問、親への生活力の指導、就労指導など）を誰がどう展開するのか。さらに強引な保護者に関して、警察・弁護士との強い連携が必要だと思います。</p>
	<p>問6にある機関のうち、弁護士、児童家庭支援センター、民生委員、児童委員について連携をとりにくいと答えているが、実際は連携をとったことがないということである。社会資源としてどう活用できるのか、それが課題。</p>
	<p>虐待を認識していない親とのかかわりについて理解を促していくこと（難しさ）と家族の再統合を進めていく上でいろいろな機関との連携と情報の共有が必要と思われるが、そのネットワークの中核となる専門的センターが今後益々必要になると思います。又、施設の個別対応職員やファミリーケースワーカー等々の専任配置とあわせて、心理職員の全施設への配置等（常勤で）早急にするべきだと思います。</p>
	<p>児童相談所・警察・病院・学校等、関係する諸機関の連携の強化と、全施設に家庭支援専門職員の配置</p>
	<p>各機関との連携の強化。</p>
	<p>児童相談所との協力体制ができていないというより、保護者と連絡を取り合うことが減り、入所後は施設の方に任されているという印象を受ける。色々なとりきめや、制限、情報提供なども不十分で苦勞することが多い。施設の中で、保護者との面接、カウンセリングなどを実施できれば理想と思われる。そのためにも関係機関と役割分担をどのようにおこなっていくかを具体的に検討していくことが課題と思われる。</p>
	<p>保護者への援助はどこが主体となって行っていくのか明確になっておらず、施設・児童相談所とも保護者への援助が充分であるとは言えないのが現状である。手厚いサポート体制を築いていくためには、諸機関との連携を深めていく必要がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係諸機関、資源を活用するための調整機能、関係作り。</li> <li>・ 職員一人一人の力量の向上。</li> <li>・ 情報を共有しての一致した支援・協力体制。</li> <li>・ 柔軟に対応するための人員配置。</li> </ul>
	<p>保護者援助には関係機関の連携が必要であり、サポートネットワークの機能が的確に作動することが必要と思う。いずれの場合もケアプランをコーディネートするものを明確にすべきと思う。</p>
	<p>保護者に関わる各種関係機関（医療・行政等）との情報の共有や協力体制の確立。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （個別対応職員・家庭支援専門相談員の配置がない現状において）担当職員の負担が多く、十分な援助が展開できない。また、今後、上記の職員を配置していく中で役割分担のあり方、有効な活用の仕方などについて、不安、戸惑いを感じている。</li> <li>・ 関係機関との連携をとる際、各機関による保護者（児童）への理解認識の違いがあり、共通認識を持つことが難しい、もてるまで時間がかかることがある。</li> </ul>
	<p>関係諸機関との共通認識。</p>
	<p>具体的援助体制を伝えていくための他機関の特徴を捉えた連携。施設職員からの具体的アドバイスの伝え方。</p>
	<p>保護者が精神的障害を持っている際の病院等関係機関との連携。</p>
	<p>地域社会との連携の強化が必要と考える。（虐待防止ネットワークシステム等の有機的な連携）</p>
<p>援助機関が孤立無援にならないよう各機関が自分の領域をしっかりと自覚し、責任を持って正確な情報を提供し合い、有機的に結びつき援助を展開していくことが大切。また、警察や裁判所等の介入をためらわないシステム作りが必要。しかし、介入することによって行政と虐待者の関係が悪化し、それが親子関係の修復ひいては児童自身に悪影響を及ぼすことがないようなフォロー、援助体制をいかに構築していくかが課題。</p>	
<p>家庭状況の改善については施設での親との話し合いだけでなく福祉事務所等関係機関にもお願いして、家庭訪問していただけるようお願いしたい（特に近くであればよいが車で3～4時間かかる児童の家庭について）。</p>	
<p>相談業務が市町村の家児童相談所へ移管することになり、今後の連絡調整や専門について強い不安がある。</p>	
<p>どこが主導権を持つか、又、役割分担をはっきりさせる。</p>	



表9-4 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <援助の困難性>

乳 児 院	入所理由を保護者と共有している感じがないため、保護者への治療的アプローチや施設からの援助への動機づけが難しい。また、児童相談所やその他スーパーバイザーとなる機関と連携をとりながら客観的に援助の成果や方向性を評価していく必要がある。
	学園を卒園したあとの親子関係の再構築がどの程度行なえるか未知名である。
	入所期間が短く、保護者の面会も少ないので援助は難しい。
	近年若い父母が増え、このようなケースはもっと増え続けであろうと予測されるが、この親達は虐待とは知らず（受け取らず）、どのように対応していくべきか大変難しい。

表9-4 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <援助の困難性>

児 童 養 護 施 設	①連絡手段：電話連絡が留守電、又は時間制限されている場合が多く、タイムリーに連絡がとれない。 ②時間：行事や週末帰省時等、保護者が同時時間帯に来園することがなく、職員が一对一の対応が出来ない。 ③時間：休日や夜、又食事入浴時間帯など、施設長や主要職員が対応出来ない時に電話があったり面会希望があり、保護者との信頼関係の樹立が困難。
	最前線にいる我々に法的権限が与えられていないことが一番大きな課題である。外国籍の児童、日本人と外国人の間に生まれた児童の入所が増加してきて、なじみのなかった（入管、大使館等）機関との連携が必要となってきた。
	親への働きかけはもちろん必要を感じ行ってきましたが、大変大雑把な計画だったと反省しています。児童自身の援助計画も一生懸命策定し、年に何回か軌道修正しつつ見なおしていますが、時間の余裕がなく充分な見なおしが可能となっているのか？といつも反省です。親への働きかけの部分も合わせて丁寧にかかわろうとすると…人的な手当の部分を見なおしていただくことが大切と思う。施設が親も子どもも援助を抱えることについてはこれで良いのか疑問です。（今のところ施設がやるしかないのだから…やっていますが）
	入所児増に伴い児童の処遇で精一杯であり、保護者への援助機能までは持ち合わせていないのが実情です。
	虐待の認識をしていない保護者に対してのフォロー。 精神病の保護者への対応。
	職員が手一杯で保護者への援助までいけないのが現状であり、そんな中でどうクリアしていくかが課題と 思っている。
	1、何に対しても強引な保護者への対応の仕方。 2、保護者の精神的な面での援助。 ただ、2に関しては、施設ではなかなか難しいのかなと感じています。普段、子どものことを考えている中で、保護者へのフォローも…となると、子どももとまどってしまうし、職員にとっても少し難しいことなのかなと。また、専門性を高めるための研修充実と同時に、保護者の気のない言動や対応の難しさにより切ない思いを抱えている職員の精神面でのフォロー、ケアの必要性も感じています。
	施設内の業務や児童への対応で手一杯で保護者への援助まで手が回らない。今後は、家庭支援専門相談員を導入予定なので、その点では援助の幅が広がるのでは、と期待している。
	被虐待児への対応にも苦慮しており、その保護者にまで手が回らないのが現状であるといえると思われます。その親といつ会わせるのか、又どのようにフォローしていくのか。被虐待児の保護者への援助は施設職員や児童相談所との連携はもちろん多くの人との連携が必要になってくると思われる。
	具体的な親支援のプログラムの不備と親に対してプログラムを導入する際のアプローチは困難である。
	保護者への施設からの援助は重要であると思うが、そこまで至っていない、出来ない施設もあると思う。特に行政からの補助が弱い地方の施設である。地方型のメニューが欲しい。
	・施設への苦情・不満を持ち、事実と違う内容を発言したりすることがあり。施設側として守るべき所がない。又、職員も「虐待」について理解が乏しく援助という形をとれない。関係機関との意見食い違いの結果、対立してしまったりしてしまう。 ・母親（保護者）の行方不明で入所に至り、10数年後に急に連絡を取ってくる親が他都道府県（遠方）におり、その後の対応に困るケースがここ2年で3ケースあった。 ・親はいるが虐待もないが親としての自覚もなく連絡もほとんどつかない。
	被虐待児童に問題行動が現れエスカレートした時、結局その児童を止めることが出来る影響力があるのは虐待していた親だけということになってしまい、ジレンマに陥ってしまう。

表9-4 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <援助の困難性>	
児童養護施設	保護者に措置理由が明確に認識されている必要がありますが、不明確なままの措置が依然としてあり、援助が展開されにくい。
	・入所後の保護者へのケアが不十分であること（心理面接など専門的にかかわり）。 ・地域で家庭を見守るための受け皿（協力体制）が不整備であること。
	保護者の援助まではなかなか手が回らないのが現状（ガイドラインにある子ども担当・保護者担当と分けるほど人手がない）。面会・外出・外泊時が保護者と接する主な機会であるが、交代勤務のため同じ職員が担当することが難しい。保護者援助における心理職の活用。
	被虐待児の保護者に限らず入所児の保護者への援助は難題である。特に経験の浅い職員には苦勞が多い。特に暴言を浴びせる保護者、自己中心的な要求をしてくる保護者、面会、外出、外泊のルール等施設のルールや約束事を守らない保護者が多くなっているためその対応は難しい。（こうした状況の中で「保護者対応マニュアル」を必要としていた）。全職員が同じ方向で援助出来るようケース会議や話し合いを積極的に進め、共通認識を持ってきたが、課題は解決できません。「ガイドライン（案）」を全職員が目を通して解決のきっかけとしたい。
表9-5 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <専門職の配置、人員不足>	
乳児院	心理職配置をしない限り、被虐待児の保護者への適切な援助活動は出来ないと思う。
	地域の中におられる主任児童委員の活用が急務である。その存在と役割が明確でない。個々のケースを扱う上で多面的支援が重要であり、地域の方の声や支援は、その中で意味は大きい。
表9-5 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <専門職の配置、人員不足>	
児童養護施設	ファミリーソーシャルワーカー（非常勤）の配置により、密度の高い家庭支援が出来るようになることを期待する。
	児童虐待防止法第11条に指導を受ける義務があるが、H県では指導を受けているケースは皆無で、ましてや知事の勧告など1件もない現実である。虐待をした親は月曜から金曜の8時半から5時までの間に仕事を休んで指導を受けに児童相談所に行くとは考えられない。それより休みの土・日曜に子どもに会いに来る、その時を利用して、施設の中に親に対する援助が可能な専門家を配置すべきである。16年度より配置されると聞いている家庭生活支援専門員が、はたして上記のような専門的資格を有しているか否か、配置の初期段階に資格は高く置く方が良いと思う。
	ファミリーソーシャルワーカーの配置により、援助の役割分担も今後の課題となる。
	保護者に対する援助については非常勤ではなく常勤の職員が当たれるような人員配置が望まれる。
	保護者への援助が大切なことは言うまでもありませんが、現在の職員体制では援助が行き届かないのが現実です。そのためにも職員定数の増員が望まれるところです。
	ファミリーケースワーカーの設置を望みます。 関係機関との連携、活用。 職員の資質を高めるための援助技術の研修等を望みます。
	専門職員の確保。 ・保護者が精神的障害で、児童相談所も含め、約束ごとを申し合わせするが、守られず、子どもに情緒不安を起こさせる。職員はその対応に追われ、又、施設としても限界を感じる。 ・個別対応職員の配置（15年度より）。しかし、あり方等確立されておらず十分な活動に至っていない現状。又、当事者の意識も必要でこれからの研さんが大切。 ・相談所SWも県からの人事異動で配置（2～3年交代）。専門職としての配置を求めるが県は理解を示さない。
	児童相談所と施設職員の増員をはかること…「入所後、保護者との信頼関係の形成に努める（ガイドラインP17）」これができて初めて強制引き取りを回避できる。またこれができた時点で初めて「保護者、家族の総合的評価（ガイドラインP15）」が可能になることが多い。入所してきた心病んだ子どものケアにも、何らかの理由で自らも不幸であり心病んでいる保護者への援助も、個々に大変な時間と労力を要する。ガイドラインのすばらしい内容を実践したくとも、あまりにも児童相談所の担当者は多くの子どもを受け持っており、施設職員は子どもの24時間を守ることに追われている。
	問8に関連して、主導権は児童相談所にあるものの、実際に保護者と関わるのは施設の方が多いが、人手不足でかかりきりになれていない。又、担当の職員が不在の時の対応について。
	保護者への援助を目的とするケースワーカーの常勤配置。
	専門的な援助技術を持っている職員の配置が必要だと思う。

表9-5 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <専門職の配置、人員不足>

児童養護施設	個別対応職員や家庭支援専門相談員の配置について検討しているが、慢性的な職員数不足の解消が出来れば実現可能。
	児童養護施設の現状を考えると、入所児童の処遇で保護者の援助まで出来ない。
	標記の件も含めてアフターケア等にあたるには現職員定数では不可能である。
	日常の児童処遇の中で強く感ずることは、施設側にも、公的機関（児童相談所等）にも、保護者（親族も含めて）の援助を行うだけの人的余裕や専門家（心理職も）の数が極めて少ないことです。ようやく、国の主導の下にファミリーソーシャルワーカーの施設への配置が始まろうとしています。この事業が軌道に乗るには人員の配置、援助スキルの組み立てや関係諸機関との連携の構築等、疑問が山積みしていることから考えて、かなりの時間を要すると思われます。しかし、緊急な整備を待たれていることは自明であることも事実と考えます。
	親（保護者）への援助は、お互いの信頼関係が前提となる。子どもが拒絶せず面会制限のないケースは施設側が中心になっていく方が実効性が高いと思う。制限を必要とするケースは児童相談所を中心にあるいはほかの機関（病院、保健所等）と連携して行っていくことが必要だと思う。施設へのファミリーソーシャルワーカー（出来るだけ、社会福祉士の有資格者）の配置が必要である。
	児童相談所の児童福祉司の保護者に対する援助は施設入所ケースでは限界があり、施設側がファミリーケースワーカーを設置し、又、施設内部でも役割分担を決め、保護者への対応をすることが必要と考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する職員不足</li> <li>・親の生活実態はどこに協力をも求めてもわかりづらい。</li> </ul>
	家庭支援専門相談員・心理職が未設置なので早急に配置することが必要。
	被虐待児の保護者への支援は現在の職員配置では十分に行うことができない。また、児童相談所と施設の役割分担が明確になっていない。今後、関係機関とのネットワーク作りが必要である。
	現実的には入所して以降は保護者への援助は施設が中心となることが多い。保護者に対しても入所時に担当のケアワーカーをつけることが望ましい。
	当該児童の担当職員ではどうしても対応できない部分が多い。特別に対応する専門的役割が果たせる職員配置が必要だろう。
	家族支援専門相談員の配置。
	現在本施設においては、保護者への援助は当該児童担当者が主で、個別対応職員が従の形で対応しているが十分とはいえない。心理職や家族支援専門相談員を配置すると共に、全職員が研修等によりパワーアップを図り、お互いに連携を密にしながら援助を展開していきたいと思っている。
	ファミリーソーシャルワーカーをすすめながら援助をし、保護者と子ども間の調整を図れるよう心がけていきたいと思っています。
	ファミリーソーシャルワーカーの導入。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーケースワーカーの配置。</li> <li>・心理職の資質向上。</li> <li>・関係機関（特に民生児童委員・主任児童委員）との連携。</li> <li>・精神的疾患を抱える保護者への対応。</li> </ul>
保護者への援助がしっかりやれているとはいえません。面会や帰省のため迎えに来られた時、または、児童が問題行動を起こした時話を聞いたり、相談を聞いたりしています。児童養護施設にも家庭支援専門相談員が必要だと思われる。	
40人定員であることから、国で示す職員も該当しなかったことから（職員数）、対応する職員も置くことが出来なかった。16年度からの新しい制度に期待したいが、専門的な知識と力を持つ職員の確保と職員数の充実が絶対に必要である。	

表9-6 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <保護者への援助システム>	
乳 児 院	保護者への援助としてはほとんど行っていない。主に面会許可された時から院内で親子関係の修復を行っている状態。育児指導相談が主。親と対立したくないので出来れば院内の人ではなく院外の人が主になって保護者への援助を行ってほしいと思う。
	じっくりと保護者自身に向き合う時間と人と協力者が必要だと感じる。児童相談所と家庭裁判所の調査官、弁護士だけでなく、親対応を専門とする組織作りや人材育成をしていかなければ、問題の本質的な改善は見られないと思う。何とかしたいものです。
	被虐待児の入所にあたっては子どもの保護が優先で、且つ退所にあたっては親子の再統合が最終的な援助目標である現状に於いては保護者への入所～入所中～退所の各々の段階に於いての改善プログラム（援助プログラム）が、明確に義務づけられる等が必要ではないでしょうか。現状では保護者へのサポートもあまり実施されず、あいまいな基準での家庭復帰が行われ、且つ退所後のフォローも不十分と思われるケースが多くあります。児童相談所の指導権限（28条でなくても）も含め、明確で且つ統一された援助基準が必要と思います。
	親子分離で全て終了の感があるが、ここからがスタートです。保護者への援助を誰がいつ、どこで行なうのでしょうか。保護者への強制力のある支援を、児童相談所でも施設でもない別の機関が行い、参加のための必要経費は国が出すくらいの予算を組んでほしい。
表9-6 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <保護者への援助システム>	
児 童 養 護 施 設	施設がある場所によっては地域資源があまりない所もある（例えば弁護士など）。又、現実的な問題として職員数が足りない。一人の職員がうけおおう仕事が多すぎる。被虐待児へのケアがクローズアップされているが、そうでないケースの子どもも多大な問題を抱えている。行政は現場を理解していない。
	保護者への一定期間の講習及びカウンセリング等の義務化。
	家庭（保護者）への教育機能。
	保護者に虐待の事実があったかなかったかの確認と意識を持たせること。この点が現場として確認したいところであって、CWが確認できる法的整備を明文化する必要がある。現状の明文化では対応しきれていないのでは、と思われる。
	保護者自身へのケアは誰が主導的に担うのか、またどのような見通しで行うのか、不明確なためケースの問題解決へ具体的には進まない。人権を理由に情報が十分に得られないことが多い問題。
	保護者への援助を義務づけ、そのプログラムの必要性を感じます。それは施設以外が担うことにより、保護者のケアと意識をもたせていけると良いと思います。
	基本的に児童相談所と施設双方で援助を行っているが、共に保護者とは友好な関係を築かなければならない立場にあるため、虐待者への指導的な部分については第三者に行ってほしい。
	28条入所等、保護者が虐待を認めず、かつ、子ども・施設・児童相談所とのかかわりを拒否しているケースの援助がもっとも難しく感じます。これはガイドラインの作成よりも、家裁等による法的な対応と児童相談所等の福祉的対応の役割分担が必要であり、法的改正が望まれています。
	保護者への指導は誰が行うのか、またどの機関が行うのか明示して欲しい。
	親子分離の際に対立関係にならないような役割分担と法整備が必要。
	保護者の法的措置。
	保護者を病院「心療内科」等へ通院させることについて。当園では、園児（被虐待児）の通院に合わせて（ついでに）面接させている。保護者の診察費のことについて課題である。
	28条ケースのプログラムがない。
	スーパーバイザーを背景に置きながらも親子間のケアを考えると、より担当児を少なくした上で児童担当職員が援助していく体制が出来るとよい。職員と子、職員と親との信頼関係の構築が大前提であろう。
・法改正 ・行政及び現場職員のスキルアップ。	
児童養護施設での対応には限界があります。社会的養護の視点からも社会全体での支援システムの構築が課題であろう。	
司法制度を改革してもっとスピーディーに保全処分がとれるようにしたり、立ち入り調査についても、警察ともっと連携する中で迅速に対応できるよう、制度上変えていくべきである。保護後の保護者への治療（研修的なものも含めて）も制度化したりプログラミングしておくべきである。	

表9-7 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <その他>	
乳 児 院	F県は封建的・保守的な地域の特色が強く、まだ核家族化の状態は都会と比べ遅れているのではないかと。今後、グローバル化が地域に浸透するに従って、外国労働者の流入とともに被虐待児、その他未婚の母等のような恵まれない児童が、やがてこの地域にも増えてくるのではないのでしょうか。当院は幸か不幸かそのようなケースが見当らず、当面の児の確保に苦慮している次第です。今後のことを考えますと、是非必要かと存じますので、刊行の際には購入したいと存じます。
	・身体的にあきらかな虐待ケースはH13年に1名だけでした（義父による）。H14年、15年は虐待ケースありません。現在精神疾患の母が養育できないケースだけです。高額借金の保護者が増加しています。 ・どの職員も担当児の保護者と深く関わり信頼関係ができていますので、保護者としては施設長よりも職員の方が力になっています。
	身体的虐待のひどい子どもはあつかっていないので、親指導、家庭復帰へのプログラムをどのようにすればよいかとまどう。
表9-7 被虐待児童の保護者への援助 今後の課題 <その他>	
児 童 養 護 施 設	問8において「？」としたが「1」の方が強く、今後も「1」と「2」と連動してやっていきたい。
	当施設では具体的に系統立てた取り組みをしてこれなかった。各職員の努力での取り組みが多く、限界も多い。今回のようなガイドラインの作成と取り組みはとても必要なことだと感じています。
	時間はもちろん必要だが、施設からしても対応の遅れを感じることもある。
	保護者に対する援助は児童相談所や福祉事務所というスタイルが長く、今後うまく取り組んでゆけるのか不安に思っている職員も少なからずいる。

表10-1 施設での保護者援助におけるガイドラインの必要性

	総数	必要である	どちらかといえば必要である	どちらかといえば必要でない	必要でない	N. A.
全体	322	219	92	6	2	3
	100.0	68.0	28.6	1.9	0.6	0.9
乳児院	80	59	19	1	0	1
	100.0	73.8	23.8	1.3	0.0	1.3
児童養護施設	242	160	73	5	2	2
	100.0	66.1	30.2	2.1	0.8	0.8

表10-2 ガイドラインが必要だと思う理由

	総数	これまで施設で独自に作成していなかった	参考にできるガイドラインがなかった	個々のケースに対応できる一般的なガイドラインが必要	その他
全体	311	181	163	147	14
	100.0	58.2	52.4	47.3	4.5
乳児院	78	49	41	45	1
	100.0	62.8	52.6	57.7	1.3
児童養護施設	233	132	122	102	13
	100.0	56.7	52.4	43.8	5.6

表10-3 ガイドラインが必要でないと思う理由

	総数	施設で独自に作成している	すでに参考にしているガイドラインがあるので	個々のケースに対応しており一般的なものは必要ない	その他
全体	8	1	0	5	2
	100	12.5	0	62.5	25
乳児院	1	0	0	1	0
	100	0	0	100	0
児童養護施設	7	1	0	4	2
	100	14.3	0	57.1	28.6

表11 ガイドラインの有用性

	総数	有用である	有用であるがさらに改善が必要	有用ではないが改善の余地はある	有用でない	N. A.
全体	322	234	67	3	2	16
	100	72.7	20.8	0.9	0.6	5
乳児院	80	59	17	1	0	3
	100	73.8	21.3	1.3	0	3.8
児童養護施設	242	175	50	2	2	13
	100	72.3	20.7	0.8	0.8	5.4

表12 ガイドラインの改善すべき点

	総数	概ねこれでよい	基本的な考えを示すだけでなく具体的な項目は必要ない	リストアップされた具体的な項目内容に修正が必要	リストアップされた項目のチェックリストを作成してほしい	チェックリストに基づいて得点が出るように、得点化の基準を示してほしい	その他	N. A.
全体	322	176	16	25	88	32	22	27
	100	54.7	5	7.8	27.3	9.9	6.8	8.4
乳児院	80	37	3	4	29	10	4	10
	100	46.3	3.8	5	36.3	12.5	5	12.5
児童養護施設	242	139	13	21	59	22	18	17
	100	57.4	5.4	8.7	24.4	9.1	7.4	7

表13-1 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの有用性について>

乳児院	<p>P6～7の保護者のタイプ別の特徴や、援助の基本的考え方の試案がとても参考になった。できれば、それぞれを具体的に詳しく説明してほしい。</p>
	<p>とてもよく練られた内容で勉強になりました。これからはこのガイドラインに添ってがんばります。複数の方が執筆されたのでしょうか。同じ内容のくり返しや前半と後半部分との整合性に若干欠ける部分が見受けられました。</p>
	<p>被虐待児だけでなく一般の児童にもあてはまるものが多く参考にしたい。カタカナ語が多く、出来るだけ日本語に直してほしい。</p>
	<p>各ケースにより具体的な案が出来ていてガイドラインとして、使用しやすいように思われます。特に面会、外泊の方法が具体的に書かれており参考にしたいと思いました。</p>
	<p>ガイドラインは有用で、チェックすることで判断の偏りを防ぎ、共通認識を得るためには良いが、得点化にて評価することは難しいと考える。</p>
	<p>・乳幼児援助計画票の様式について思案しているところだったので”入所時→経過→終結”と、大変参考になりました。                  ・入所前、入所時から始まりケースの流れにそって終結まで記してあり、入所中の子ども・親御さんにとって有効に活用されるようにしたいです。</p>

乳児院で親子関係をみていくには非常に有用です。ただ虐待を行った親に対し、乳児院で外出、外泊等を実施できても根本的な事は改善されていないのではないかと思います。従って、親に対する援助のプログラムが別に必要ではないでしょうか。

表13-1 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの有用性について>

児童養護施設	<p>施設での援助に関して、たいへん参考になるものと思います。感想としてはガイドラインに沿った支援が出来ればいいのですが、現実には実践が困難な内容があります。まずは、作成されたガイドラインを職員の研修に取り入れていけたらと思います。</p>
	<p>入所前より退所後までと一連の流れは非常に参考になります。当施設の取り組みを見直し、評価するのに有用だと思いました。</p>
	<p>それぞれの役割があり、踏み込めないところがあり、ガイドラインがあることは大変重要。又、現場としても動きやすいとは思いますが、反対に動けなくなり職員が苦しむことになる場面もあるように思いました。</p>
	<p>「子どもの発達段階ごとに……」と述べられていますが、大変重要なことと考えます。施設独自のマニュアルの必要性を感じますが、ゼロからスタートすることは大変労力を要することで参考にさせていただけることは大変感謝です。</p>
	<p>全ての項目についてよく検討されており有用である。但し残念ながら実行する場面的余裕は全くなく、施設長の経験によるその場の判断に頼っている。又若手職員は内容的には良くても話し方や態度で保護者の反感を買うことが多く、基本的な対人対話のトレーニングが必要。</p>
	<p>最近では週末帰省が多く保護者がたくさん来園します。虐待対応のみならず、保護者のタイプや個々のケースでより理解を深めていかないとなりません。その理解の学習の一つとして、このガイドラインが有効活用できれば大変すばらしいを考えます。また医学的な面や心理学、あるいは法律的な面で学習することが多々あるかとは思いますが、日々の忙しさに埋もれてしまう施設職員にとってはとても実のあるガイドラインになると思います。</p>
	<p>施設長、主任、個別対応職員等、経験上各ケースに於いて必要な対応条件を(常識的に)考慮し対応してきているが、このようなガイドラインがあると、全職員が上司に各ケースについて同じ状態に対応出来ると考えられる。又、一般職員についても毎回毎回説明して対応させなくてもよくなるのではと思われる。</p>

今の施設の現場(職員の数、勤務時間の問題や施設の予算的な問題、子どもの現状)で、このガイドラインの内容を全て実施できると本当に思っているのでしょうか?もちろん重要なことであることは解っていますが、実際問題として出来るかどうか。理想を体現化していくならばそのための土台をもっとしっかりと造るべきです。無理なのではないでしょうか…。

表13-1 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの有用性について>

児童養護施設	<p>このようなガイドラインは必要だと考えます。子育て支援のためのペアレンティングの試行がいくつかなされていますが、児童養護施設の利用者は措置であるため各市町村にいます。その地域での孤立を防ぐために地域での取り組み(一般的な子育てペアレンティング)への参加と共に、施設ができる子どもへの関わり方に独自の援助P18と保護者への援助P19をより検討する必要があると考えます。各施設で実践しながら、さらに再検討していくこともあると考えます。施設職員だけで抱え込まずチームプレイが必要なことも多いと感じました。</p>
	<p>子どもの問題は辿ってゆくと大人(保護者)の問題であったことに気付きます。保護者自身が解決できない問題をかかえて心病んでいる。子どもはその中で深い心の傷を負い、子ども自身も対人関係においてのゆがみを増幅させています。全国の児童養護施設での切実な増員の声は働く職員の労働条件の向上というよりも、むしろそうしなければ子どもを守ることができないこと、保護者への援助も手つかずになるという現状を示していると思います。ガイドラインが本当に深く読み取られて実践に生かされていくかどうか。目の前に居て日々、対人関係その他の問題を表出してくる子どもの日常を維持することに追われている現場に、もう少し人的余裕がなければ保護者への援助(治療的なアプローチ)は手つかずになります。</p>
	<p>被虐待児の保護者への支援についてガイドラインが出来ることで、よりその大切さが認識でき、するべきことが明確化されると思います。ただ、その実行については課題も多いと思われれます。</p>
	<p>参考になる。我々の気づかない事項もあり常施設のガイドラインのたたき台にさせていただきたい。</p>
	<p>労作(ガイドライン)を拝見いたしました。保護者を援助していく上で参考になりました。どうもありがとうございました。</p>
	<p>施設によって様々な考え方があり、一つ方向にまとめることは出来ないと思われるが、方向性を示すガイドラインの必要性は感じる。誰もがわかりやすいマニュアル化したものがあることは、説明がやりやすい。また、施設間のばらつきも少なくなるのではないかと考えられる。</p>
	<p>ご苦労様です。…子どもの心身の健康を守るための援助は少しずつではあるが、進んでいるのに対し、保護者への援助をどうしていくか(誰が、いつ、どのように?)は今後の大きな課題でもあります。そういった状況の中で今回のようなガイドラインがあれば、保護者への対応での疑問や不安等を少しでも軽減できるのかなあと感じますので、ご苦労かとは思いますが、ぜひ完成させていただければ……と思います。</p>
	<p>施設における被虐待児童とその親との対応は常に試行錯誤の連続です。今回被虐待児童の保護者への援助のガイドラインが完成の予定ですが、入所前から退所後まで必要な内容が盛り込んであり、児童養護施設での指針になると強く感じました。</p>
	<p>全施設がこのガイドラインを十分に活用し、その成果また問題点を定期的に評価し、見直す必要があると思う。</p>
	<p>虐待をする保護者の対応にはとても神経を使って対応する場面が多いので、このガイドラインはとてもありがたいと思いました。これを基礎にして施設独自のものを作りたいと思います。</p>
	<p>明文化することにより判断がよりはっきりしたものになるように思います。これにより誰が判断しても同じ判断となる基準として役に立つと思います。</p>
	<p>概ね、良好なガイドラインと考えますが、保護者の養育認識のズレにより養護目標の共有や同意が難しい。ケースが多く具体的な事例ケースも参考になるのではないかと思います。</p>
	<p>・現場は具体的問題の解決能力や応用問題に即応出来る力が必要で、又、多忙である。書類作成や会議によって仕事となっていくのではない。          ・基本的な部分をきちんと押さえて、他は施設独自に作成転用すればよく、全国一律の必要性は不要である。得点化して、問題が好転するわけでもない。それよりも、被虐待児の保護の受け皿の施設と対応できる人材を増員すべきと考える。施設は崩壊寸前まで過負担に耐えている状況にある。</p>
	<p>今までなかったのが今後の参考にしたい。(基本的なものが有れば困ったときによいと思う。)</p>
<p>今まできちんとしたガイドラインがなく、入所前から退所時～退所後まで大雑把にチェック対応し、後でチェックが不十分だったことに気づいたりしていたが、このガイドラインで殆どもれなくチェックできるので大変参考になる。</p>	
<p>児童養護施設の職員にはまだまだ被虐待児の受け皿施設としての認識が薄いと思いますので、啓蒙の意味からのこのようなガイドラインが必要だと思います。十分に参考にさせていただきます。</p>	
<p>保護者の援助は手探り状態でおこなわなければならないので、ガイドラインは有効なものになると思う。ガイドラインのようにはいかないこともあるが、全く何もないのとガイドラインから応用していくのでは、スタートが違うので援助がやりやすくなるように思う。</p>	



表13-1 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの有用性について>

児童養護施設	大変わかりやすくかかれており、施設内ファミリーケースワーカーの業務上の指針となると思います。
	ガイドラインは参考になると考えます。 当施設は、A県の北部にあるため、県中央児相には車で1時間半近くかかります。入所児の児童票についても入所決定してから送付されるため、児童の親の細部について知ることは難しい状況にあります。入所時の面接、入所後の話し合い等で、児童・親から細部を知るように努めています。
	年齢に応じてガイドラインが引き取りの項目において重要だと思う。
	ガイドラインを読ませていただいて保護者への取り組みは殆どされていないのは現実です。現状ではガイドラインが出来ても活用できるかは疑問です。しかし、これから先は児相だけではなく施設の積極的な取り組みが必要でしうし、その意味でも有用だと思います。
	「ガイドライン(案)」は被虐待児童の保護者への援助ばかりではなく、すべての保護者の対応に参考にすることが出来ます。「保護者対応マニュアル」を作成することが急務であったので勉強になりました。この「ガイドライン(案)」を参考にして援助のあり方を研究していきたいと思います。

表13-2 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの内容について>

乳児院	少し文章が長すぎるせいか、読んでいて途中で集中力を失ってしまいます。(私自身に問題があるかも知れませんが)もう少し簡単に印象強く書いていただけるとありがたいです。
	面会、援助等具体例が欲しい。
	よりよい養育のために、施設内外で会議、研修、検討、打合せ等行われています。いろいろな管理方法ができる程職員は子どもの現場から離れることになり、現場の職員数が不足することが多くなるなど、問題も生じてきます。ガイドラインも簡潔で可能となる方策がよいと思います。
	特に加筆修正する所はないと思いました。
	乳児院・児童養護施設は別々に作成してほしい(特に子どもの意向、親子関係構築のための面会のあり方等、児童養護施設よりももっと配慮すべき問題点があるように思います)。…もう少しすっきりして手軽に読めるのではないかと思います。
	3P被虐待児童の保護者への援助の視点をみると「どのような形で退所させることを目標にするか」8Pの内容視点が表現されていない。対応させると3Pの視点にも退園に向けての内容も表わされていてよいのではないのでしょうか。現場では、被虐待児をいつまであずかるのか。家族は、いつまで施設の生活が続くのか不安に思う家族もあります。つまり「家庭復帰の援助についての視点(P9内容)」も必要であると考えます。

表13-2 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの内容について>

児童養護施設	内容的には概ね妥当だと思います。もう少し、使いやすくするレイアウト等の工夫があるとよいと思います。
	職員の職担(担当職員・心理職・個別対応職員・ファミリーソーシャルワーカーetc)における役割のガイドライン(例)があると利用し易くなると思われます。
	困難なケースの保護者の多くは知的・精神・人格障害の人が多。ガイドラインではこの点についてもう少し踏み込んだ記述(ガイド)にして頂ければと思います。
	・児相との関係作りと協力なしでは実施が難しい。 ・P30退所前以降について似た表現や項目が多いのでご検討願いたい。
	内容を読ませて頂きましたが、特に改善点等はありませんでしたのでそのまま御返送致します。
	入所前から退所後までの保護者への援助の流れはつかめましたが、基本的な部分で児相の役割部分、施設の役割部分とに分けられるところがあるので、「児相用」「施設用」とに分けて作成してはどうかと思いました。

「～的資源」や「～資源」のように語句に統一性がないように感じました。

大変詳しく記載されているが、もう少し使用しやすいように見やすく整理することが必要と思われます。

表13-2 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの内容について>

児童養護施設	図示するなど、見やすさに対する配慮がもう少しほしい。
	専門用語が多く、わかりにくい点がありました。
	マニュアル化すると、ややもするとそれに合わせてしか動けない職員がいるので、その危険性を防ぐ文書が盛り込まれたものであって欲しい。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相と共有できれば有用だと思います。</li> <li>・流れを図示するなど見やすくして欲しいです。</li> <li>・被虐待児(子ども)への対応部分と保護者への対応の部分が混在しているように思われます。両方を網羅したガイドラインがあってもよいと思います。ex)「被虐待児とその保護者への……」</li> </ul>
	設問6が難しい。
	項目が羅列されたかようになっており、構造化されていないので、項目ごとの把握は出来ても関連が見えず、総合評価が複数ではあるが主観に頼ることになってしまう。当事者の判断も取り入れて評価することをどうするか、考えなければいけないだろう。評価をするには項目の構造化と得点化することをより分けていくことも必要ではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待児童とその家族に対してのかかわりが丁寧に書かれているが、「保護者への援助」という視点からするともっとしぼってまとめた方がいいのではないか。</li> <li>・保護者への援助をより詳しく内容を充実させて欲しい。</li> <li>・量的にあまりに多すぎて把握するのが困難だった。</li> <li>・表にまとめられていると見やすくわかりやすかった。P6-7、P22-23</li> </ul>
	項目へのチェックで十分だと思います。チェックしたものを得点化するには、どんな理由があるのでしょうか。
	チェックリストはあってよいと思いますが、得点化にあたって、個々のケース特性や現状が曖昧になることを考え、細分化したり慎重にすすめることが必要だと思います。
	<p>P9…基本的には児相が虐待の告知をしていないと。          P10…親は子に問題があるから施設に入れたと云う          (例)親からの電話で「いい子になりましたか?」「いい子になったら引き取ろうと思います。」など</p>

表13-3 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの感想>

児童養護施設	実にありがとうございますの一言で感謝申し上げます。
	定期的に見直しをする必要有り。
	各施設での必要に応じて作る時の「たたき台」と云うことで、こんなところでOK。
	有効に活用したいと思います。
	Y県においては(自立支援計画書)の作成により、施設と児相との共通理解のもと支援にあたっています。保護者へのアプローチについては思うほどなかなかスムーズにはいかず(物理的、人的に)今後、様々検討の余地はあると思います。今回のガイドラインを参考に出来たらと思います。
	家庭支援相談員を導入にあたり、保護者への対応の指針作りの参考に利用したいと考えています。
	施設入所後の援助はこのガイドラインで概ねよいと思うが、実際には児童相談所や関係機関が介入できないケースも多くあると思われ、その対応をどうしていくか(どこが、どのようにしていくか)が難しいと思われる。
	施設によって弾力的に応用できればよいと考えます。
	目標設定としての指針として活用していきたいと考えます。
	入所前の保護者との面会。入所中の保護者との定期的(2週間に1度)な連絡など現実にはかなり困難ではないでしょうか?

わかりやすいと思う

これまで施設で独自にガイドラインを作成してこなかったのが、参考にしたい。被虐待児童の保護者への援助についてはほとんどが児童相談所の方がやってくれているので、今後、施設での働きかけをする場合の参考にしたいと思う。

表13-3 ガイドラインについての意見 <ガイドラインの感想>

児童養護施設	これまでのような具体的なガイドラインがなかったので、今後活用していきたいと思います。あとは、各関係機関がどれだけ連携を密にして情報を共有できるかが大切だと思います。
	児相にもこれを示し、特に連携を確認したほうが良いと思います。
	ガイドラインを有効に活用できるため施設側の体制準備が必要である。

表13-4 ガイドラインについての意見 <援助のあり方>

乳児院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集は、される側(家族)の負担を考え、重複を避け必要なことのみ聞くことを心がけ、事実か推測かの区別を意識することが大切だと思います。</li> <li>・保護者に関しては、病的かそうでないかを確認することが大切で、あとはあまりタイプにとらわれず目の前のケースを見ていくようにしています。</li> <li>・ケースの悪循環を見つける視点も一つのポイントになるのではないのでしょうか。</li> <li>・複数の機関がかかわる場合(特にネットワーク会議がもてない場合には)、まきこまれないよう必ず児相を通すことが大切だと思います。</li> <li>・保護者にかかわる場合、成功体験の積み重ねが出来るよう工夫していくことがポイントと考えています。</li> </ul>
	基本的な考え方は幼児から高齢児まで同様と思いますが、自分で危険を回避することは全く困難であり、家庭引取りに向けての援助において、より慎重さが求められると思います。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親のレベルの一定化を希望する。里親として不相当と思われる(明らかに)里親を送り込んでくる。</li> <li>・虐待(頭がい骨骨折で入院)した児の実父母が虐待の認識なく、措置を拒むケースあり(措置承認の印を押さず)。28条適用する程でもないケースについて、強制力のある措置はできないものか。</li> </ul>

表13-4 ガイドラインについての意見 <援助のあり方>

児童養護施設	子どもを含めた形で考えていくのだが、保護者の立場に立った話を聞くという意味でも援助者、調整役が必要とされると思われる。施設でのやり方がいろいろあり様々だが、このガイドラインはどの視点、どの役割、立場から考えてみたものとするべきかすごく悩みました。
	ケースは生きているが、ガイドラインを応用する力が要求されると思います。
	ガイドラインやマニュアルに頼るような援助が本当の援助者といえるのかな？ もしもガイドライン等に頼って援助を行なうような援助者が援助を行ったとしても、実践現場ではあまり援助効果は期待できないのでは？
	保護者の調整がつかないまま自立の時期を迎えることがあります。その場合の進路選択に困難が生じています。そのような子どもたちの身の置き場があれば進路の幅が広がるのではないかと思います。
	公的なサポートネットワークが必要(主導権は児相?)。
	基本的なものとして参考にしながら、個々のケースにあった短期的、長期的援助がより効果的にできるよう対応を柔軟にしていくことが大切。
	このガイドラインが関係機関共通のものとなり、意識統一が図られた上での援助という形がとれたらよいのではないかと思います。
	各関係機関にもガイドラインを配って、同じ認識で連携をとる必要がある。
援助テクニックのみではなく、それを活用できる能力の養成のためのガイダンスや援助システムの構築のためのガイドが必要になっているのではないだろうか。もっと重視し説明する内容が不可欠。	

表13-5 ガイドラインについての意見 <その他>	
乳 児 院	家庭訪問は全国的にみてどの位の乳児院でされているのでしょうか。精神疾患があったりなどケースによっては複数で行ったりするのでしょうか。
	よく読んでお送りしたいと思います。
	各県発行の虐待ハンドブックなども参考にしています。
表13-5 ガイドラインについての意見 <その他>	
児 童 養 護 施 設	保護者が虐待の治療プログラムを受けないと子どもを引取させない法整備が必要だと思います。
	別紙にて記載しております。
	ご苦労様です。
	ゆっくりとガイドラインを見ることができずすみません。職員会にてゆっくり検討してゆきたいと思っておりますので参考にさせていただきます。
	ガイドラインの完成に期待しております。
	施設において、有効に活用できるものになればと期待しております。
	ガイドラインの完成を期待して待っております。
	すべて熟読しておらず、加筆修正については後日送付します。
	非常に参考になると思います。行政における突っ込んだ立法措置が優先するような気がします。
	設立5年目になりましたが、未だ力量不足のため。ガイドライン(案)への理解が十分に出来ません。しかし、理解に努めます。今後ともご指導よろしく願いいたします。